

令和 8 年度小樽市予算書

目

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	9
国 民 健 康 保 險 事 業	11
介 護 保 險 事 業	13
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	15

次

企 業 会 計	
病 院 事 業	17
水 道 事 業	21
下 水 道 事 業	25
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	29
簡 易 水 道 事 業	31

令和8年度 小樽市 一般会計 予算

令和8年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,094,729千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1 市 民 税	15,284,300
	2 市 固 定 民 資 産 税	5,840,800
	3 軽 自 動 車 税	6,829,000
	4 た ば こ 税	221,300
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,008,000
	6 入 湯 税	100
	7 都 市 計 画 税	61,100
8 宿 泊 税	1,123,000	
		201,000
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	328,001
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	58,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	235,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	1
	5 特 別 と ん 譲 与 税	22,000
		13,000
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	48,000
		48,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	52,000
		52,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	79,000
		79,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金	277,000
		277,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,404,000
		3,404,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	40,000
		40,000
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
		1
10 環 境 性 能 割 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1
		1
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	376
		376
12 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	115,153
		115,153
13 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	16,215,000
		16,215,000

款	項	金額
14 交通安全対策特別交付金		千円
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
		12,000
15 分担金及び負担金	1 負 担 金	104,149
		104,149
16 使用料及び手数料	1 使 用 料	1,352,712
	2 手 数 料	998,064
		354,648
17 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	13,978,582
	2 国 庫 補 助 金	10,823,154
	3 国 庫 委 託 金	3,129,681
		25,747
18 道 支 出 金	1 道 負 担 金	4,410,655
	2 道 補 助 金	3,540,121
	3 道 委 託 金	682,731
		187,803
19 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	148,059
	2 財 産 運 用 収 入	112,668
		35,391
20 寄 附 金	1 寄 附 金	1,256,000
		1,256,000
21 繰 入 金	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,132,753
	2 基 金 繰 入 金	34,727
		3,098,026
22 繰 越 金	1 繰 越 金	1
		1
23 諸 収 入	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1,629,386
	2 預 貸 金 利 子	11,000
	3 付 金 元 利 収 入	2,240
	4 雑 収 入	816,167
		799,979
24 市 債	1 市 債	6,227,600
		6,227,600
歳 入 合 計		68,094,729

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 244,650 244,650
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費 5 統計調査費 6 監査委員費	5,337,621 4,953,598 109,438 131,038 129,136 10,408 4,003
3 民生費	1 社福福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 国民民生年金費 5 国民民生年金施設費	27,879,163 14,648,397 6,100,029 6,677,325 6,458 446,954
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健所費 3 清掃費	7,199,824 2,727,437 693,315 3,779,072
5 労働費	1 労働諸費	62,033 62,033
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	164,684 151,854 12,830
7 商工費	1 商工費	1,402,073 1,402,073
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市計画費 5 住宅費 6 港湾費	8,599,960 95,653 3,539,323 126,398 1,639,977 1,567,042 1,631,567

款	項	金額
9 国防費	1 国防費	千円 338,776 338,776
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校務費 3 中学校校務費 4 中学校校給食費 5 社会教育費 6 社会教育費	2,942,947 135,447 840,089 711,894 639,599 344,900 271,018
11 公債費	1 公債費	4,631,309 4,631,309
12 諸支出金	1 特別会計調整償還金 2 財政債基金 3 債基金 4 基金	72,628 42,623 20,297 1,985 7,723
13 職員給与費	1 職員給与費	9,189,061 9,189,061
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	68,094,729

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
会議録作成委託料	令和9年度	千円 1,078
例規システム整備事業費	令和9年度から 令和13年度まで	13,528
情報化推進事業費 (エンドポイント対策ライセンス)	令和9年度	18
情報化推進事業費 (内部情報系基盤機器更改)	令和9年度から 令和13年度まで	87,557
行政情報システム整備事業費 (次期財務会計・人事給与 システム等構築経費)	令和9年度	118,766
コミュニティバス運行事業費	令和9年度	35,068
総合公園再整備事業費(小樽公園)	令和9年度	598,000
バリアフリー等住宅改造資金負担金	令和9年度から 令和23年度まで	768
クラウド型電話交換機整備事業費 (クラウド型電話交換機等使用料) (小学校費)	令和9年度から 令和14年度まで	29,233
クラウド型電話交換機整備事業費 (クラウド型電話交換機等使用料) (中学校費)	令和9年度から 令和14年度まで	19,492

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
庁舎等施設整備事業費	36,400	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
新幹線整備事業費	164,800			
防災対策事業費	28,500			
地上デジタル放送受信環境整備事業費	14,600			
町内会館等建設助成事業費	800			
過疎地域持続的発展特別事業費	91,800			
民間保育施設等整備支援事業費	2,000			
社会福祉施設等整備事業費	31,900			
民生施設整備事業費	260,500			
環境衛生施設整備事業費	5,600			
火葬場整備事業費	89,000			
墓地整備事業費	8,200			
出資金債	8,600			
北しりべし廃棄物処理広域連合負担事業費	2,227,800			
廃棄物処理施設整備事業費	9,300			
運河周辺地区環境整備事業費	15,000			
道路新設改良事業費	672,510			
建設機械整備事業費	51,100			
河川整備事業費	126,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
都市計画事業費	364,100			
市営住宅整備事業費	855,900			
港湾事業費	558,090			
消防施設整備事業費	43,200			
義務教育施設整備事業費	492,800			
社会教育施設整備事業費	12,700			
総合体育館施設整備事業費	56,200			

令和8年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

令和8年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ649,992千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 350,959 350,959
2 繰入金	1 一般会計繰入金	106,541 106,541
3 雑収入	1 雑収入	11,992 11,992
4 市債	1 市債	180,500 180,500
歳入合計		649,992

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	千円 331,915 331,915
2 公債費	1 公債費	317,977 317,977
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		649,992

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
ひき船関係経費 (ひき船中間検査業務等委託料)	令和9年度	千円 38,302

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上屋整備事業費	千円 34,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
ふ頭用地整備事業費	56,600			
資本費平準化債	89,900			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
				3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
				4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

令和8年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和8年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,101千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 20,208 20,208
2 繰入金	1 一般会計繰入金	6,831 6,831
3 諸収入	1 雑収入	15,062 15,062
歳入合計		42,101

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 42,051 42,051
2 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		42,101

令和8年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,196,148千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	1,532,552 1,532,552
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1,668 1,668
3 道支出金	1 道補助金	9,447,039 9,447,039
4 財産収入	1 財産運用収入	1,831 1,831
5 繰入金	1 一般会計繰入金 2 基金繰入金	1,208,058 1,176,068 31,990
6 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料 2 雑収入	5,000 500 4,500
歳入	合計	12,196,148

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費	391,141 391,141
2 保険給付費	1 療養諸費 2 出産育児等諸費	9,249,971 9,223,876 26,095
3 国民健康保険事業費 納付	1 国民健康保険事業費 納付	2,544,705 2,544,705
4 基金積立金	1 基金積立金	1,831 1,831
5 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	7,500 7,500
6 予備費	1 予備費	1,000 1,000
歳出	合計	12,196,148

令和8年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

令和8年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,694,838千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 2,558,878
	1 介 護 保 険 料	2,558,878
2 国 庫 支 出 金		4,195,785
	1 国 庫 負 担 金	2,711,594
	2 国 庫 補 助 金	1,484,191
3 支 払 基 金 交 付 金		4,122,443
	1 支 払 基 金 交 付 金	4,122,443
4 道 支 出 金		2,151,863
	1 道 負 担 金	2,070,232
	2 道 補 助 金	81,631
5 財 産 収 入		9,105
	1 財 産 運 用 収 入	9,105
6 繰 入 金		2,656,564
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,438,696
	2 基 金 繰 入 金	217,868
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑 入	100
歳 入	合 計	15,694,838

歳 出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 315,966
	1 総 務 管 理 費	167,305
	2 徴 収 費	16,221
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	131,940
	4 趣 旨 普 及 費	500
2 保 険 給 付 費		14,713,311
	1 介 護 サービス等諸費	14,032,790
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	225,212
	3 高 額 介 護 サービス等費	439,952
	4 そ の 他 諸 費	15,357
3 地 域 支 援 事 業 費		615,629
	1 包 括 的 支 援 事 業 費	69,310
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	529,199
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	15,032
	4 そ の 他 諸 費	2,088
4 基 金 積 立 金		9,105
	1 基 金 積 立 金	9,105
5 諸 支 出 金		39,827
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100
	2 他 会 計 繰 出 金	34,727
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	15,694,838

令和8年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,966,604千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,088,214
	1 後期高齢者医療保険料	2,088,214
2 繰入金		876,159
	1 一般会計繰入金	876,159
3 諸収入		2,231
	1 償還金及び還付加算金	2,000
	2 延滞金、加算金及び過料	10
	3 雑入	221
歳入	合計	2,966,604

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 65,464
	1 総務管理費	54,510
	2 徴収費	10,954
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,898,640
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,898,640
3 諸支出金		2,000
	1 償還金及び還付加算金	2,000
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	2,966,604

令和8年度 小樽市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	388 床
(2) 年間入院患者数	117,895 人
(3) 年間外来患者数	187,200 人
(4) 一日平均入院患者数	323 人
(5) 一日平均外来患者数	780 人
(6) 主な建設改良事業の概要	
イ 医療機器等購入費	120,000 千円
ロ 施設改良工事費	154,000 千円
ハ 看護職員確保対策事業費	3,365 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、運転資金に充てるため、経営改善推進事業債2,370,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 病院事業収益	13,742,215 千円
第1項 医 業 収 益	12,026,504 千円
第2項 医 業 外 収 益	1,438,627 千円
第3項 附 帯 事 業 収 益	123,583 千円
第4項 特 別 利 益	153,501 千円

支 出

第1款 病院事業費用	14,864,315 千円
第1項 医 業 費 用	14,244,592 千円
第2項 医 業 外 費 用	482,750 千円
第3項 附 帯 事 業 費 用	131,173 千円
第4項 特 別 損 失	5,800 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額418,545千円は、経営改善推進事業債で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	829,793 千円
第1項 企 業 債	274,000 千円

第2項 他会計負担金	553,683千円
第3項 他会計補助金	2,066千円
第4項 基金収入	44千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,248,338千円
第1項 建設改良費	277,365千円
第2項 企業債償還金	950,769千円
第3項 長期貸付金	20,160千円
第4項 積立金	44千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等整備事業費	千円 120,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和9年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入
施設改良整備事業費	154,000			
経営改善推進事業債	2,370,000			

				れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
--	--	--	--	--------------------------------------

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用（給与費）及び附帯事業費用（給与費）の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用（材料費及び経費）の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用（消費税及び地方消費税）の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,251,230千円

(2) 交 際 費

500 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける

金額は、275,020 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、4,000,531 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 11 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	X線TVシステム	一式

令和8年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水世帯数	58,800 世帯
(2) 年間総給水量	13,600 千m ³
(3) 一日平均給水量	37,260 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	
イ 配水管整備事業	
事業費	390,458 千円
事業概要	市内一円配水管整備
ロ 改良事業	
事業費	1,182,395 千円
事業概要	豊倉浄水場建築改修(耐震補強)工事 ほか
ハ 導・送水管整備事業	
事業費	189,687 千円
事業概要	天神導水管布設その2工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		2,804,439 千円
第1項 営業収益		2,550,366 千円
第2項 営業外収益		253,973 千円
第3項 特別利益		100 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		2,739,345 千円
第1項 営業費用		2,529,422 千円
第2項 営業外費用		198,823 千円
第3項 特別損失		1,100 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,189,708千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150,175千円、減債積立金106,370千円、過年度分損益勘定留保資金933,163千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,748,269 千円
第1項 企業債	1,672,000 千円
第2項 交付金	66,256 千円
第3項 他会計出資金	8,665 千円
第4項 他会計補助金	348 千円
第5項 工事負担金	900 千円
第6項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,937,977 千円
第1項 建設改良費	1,841,921 千円
第2項 企業債償還金	1,096,056 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
低区配水池場内整備事業費	令和9年度	千円 220,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 1,672,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和9年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 500,268 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、32,545 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、66,205 千円と定める。

令和8年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 排水戸数 | 58,000 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 18,000 千m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 49,315 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 築造工事費

事業費 1,943,100 千円

事業概要 污水管整備
中央処理区污水管改築工事 ほか

ポンプ場設備の更新
船浜第1マンホールポンプ場
機械・電気設備工事 ほか

処理場設備の更新等
中央下水終末処理場放流ポンプ棟
建築工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、

支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債(特

別措置分) 2,200千円を借り入れる。

収 入

第1款 下水道事業収益	3,541,232 千円
第1項 営業収益	2,019,721 千円
第2項 営業外収益	1,521,411 千円
第3項 特別利益	100 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	3,857,282 千円
第1項 営業費用	3,743,930 千円
第2項 営業外費用	107,252 千円
第3項 特別損失	1,100 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 923,642 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 156,539 千円、過年度分損益勘定留保資金 497,310 千円、当年度分損益勘定留保資金 269,793 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,095,842 千円
第1項 企業債	1,077,300 千円
第2項 交付金	718,700 千円
第3項 他会計出資金	153,121 千円
第4項 他会計負担金	124 千円
第5項 他会計補助金	1,308 千円
第6項 受益者負担金	638 千円
第7項 工事負担金	100,800 千円
第8項 貸付金償還金	43,751 千円
第9項 固定資産売却代	100 千円

支 出	
第1款 資本的支出	3,019,484 千円
第1項 建設改良費	1,953,256 千円
第2項 企業債償還金	1,060,178 千円
第3項 貸付金	6,050 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,044,500	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 令和9年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
下水道事業債 (特別措置分)	35,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費

の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 197,553 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、570,897 千円である。

令和8年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	38,201 t
イ がれき類等	8,858 t
ロ 廃プラスチック類等	5,776 t
ハ 土 砂	23,567 t
(2) 一日平均埋立処分量	147 t
イ がれき類等	34 t
ロ 廃プラスチック類等	22 t
ハ 土 砂	91 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 産業廃棄物等処分事業収益	146,101 千円
------------------	------------

第1項 営業収益	144,309 千円
第2項 営業外収益	1,792 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用	170,652 千円
第1項 営業費用	167,557 千円
第2項 営業外費用	2,095 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	30,285 千円
-----------	-----------

令和8年度 小樽市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 給水事業所数 | 71 社 |
| (2) 年間総給水量 | 341 千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 936 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 改良事業

事業費 20,400 千円

事業概要 樽川配水池建築改修工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- | | |
|--------------|------------|
| 第1款 簡易水道事業収益 | 131,247 千円 |
| 第1項 営業収益 | 85,495 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 45,752 千円 |

支出

- | | |
|--------------|------------|
| 第1款 簡易水道事業費用 | 105,010 千円 |
| 第1項 営業費用 | 102,102 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 1,808 千円 |
| 第3項 特別損失 | 100 千円 |
| 第4項 予備費 | 1,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 14,599 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,856 千円及び過年度分損益勘定留保資金 12,743 千円で補填するものとする。）。

収入

- | | |
|------------|-----------|
| 第1款 資本的収入 | 34,736 千円 |
| 第1項 企業債 | 20,400 千円 |
| 第2項 他会計出資金 | 14,336 千円 |

支出

- | | |
|------------|-----------|
| 第1款 資本的支出 | 49,335 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 21,332 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 28,003 千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業費	千円 20,400	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和9年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,671千円
(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受けける金額は、43,060千円である。